

第74回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成29年6月28日(水曜日)
午前10時

開催
場所

大阪市北区梅田1丁目8番8号
ヒルトン大阪5階「桜の間」

※ 末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する
対応策(買収防衛策)の継続の件
- 第5号議案 退任代表取締役に対する特別功労金
贈呈の件

書面又はインターネットによる
議決権行使期限

平成29年6月27日(火曜日)
午後5時15分まで

目次

- 株主総会招集ご通知 1
- 事業報告 5
- 連結計算書類 36
- 計算書類 38
- 監査報告書 40
- 株主総会参考書類 44

岩谷産業株式会社

証券コード：8088

(証券コード 8088)
平成29年6月9日

株 主 各 位

大阪府中央区本町3丁目6番4号
岩谷産業株式会社
代表取締役会長 牧野明次
兼 C E O

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田1丁目8番8号
ヒルトン大阪5階 「桜の間」（末尾ご案内図ご参照）

3. 目的事項

報告事項

1. 第74期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第74期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
- 第5号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iwatani.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iwatani.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承願います。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。44頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合

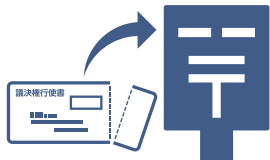


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

平成29年6月28日（水曜日）午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分到着

インターネットによる行使の場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分まで

詳細は次ページをご覧ください

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**平成29年6月27日(火曜日)午後5時15分まで**にご行ください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

4. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (ヘルプデスク)
☎ 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間9:00~21:00

〈機関投資家の皆様へ〉

(株)ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、堅調な雇用や所得環境から個人消費に持ち直しの兆しが見られるとともに、原油価格の回復などを背景として企業業績や設備投資が改善し、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「PLAN18」の基本方針である「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に基づき、都市ガス小売自由化に向けては、電力会社との提携を進め、保安業務・ガス関連機器の販売を行う体制整備に取り組みました。水素事業については、FCバスやFCフォークリフト向けの水素ステーション建設に加え、将来の需要増に備えて山口県で液化水素製造設備の増設に着手しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、

売上高	5,880億45百万円	(前年度比 281億56百万円の減収)
営業利益	250億38百万円	(前年度比 45億42百万円の増益)
経常利益	268億34百万円	(前年度比 52億50百万円の増益)
親会社株主に帰属する当期純利益	165億46百万円	(前年度比 41億81百万円の増益)

となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

総合エネルギー事業

総合エネルギー事業は、L P ガスについては小売部門の販売数量が増加しましたが、卸売部門の見直し等により民生用L P ガスの販売数量は減少しました。また、円高の影響もありL P ガス輸入価格が低位に推移したため販売価格が下落し、減収要因となりました。

一方、利益面については、L P ガス輸入価格の変動による影響は、輸入価格が8月から上昇に転じたことにより、増益の要因となりました。また、エネルギー関連機器やガス保安機器、「カセットこんろ・ボンベ」の販売が伸長したことで増益となりました。

この結果、当事業分野の売上高は2,721億54百万円（前年度比172億68百万円の減収）、営業利益は159億39百万円（前年度比68億90百万円の増益）となりました。

産業ガス・機械事業

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスについては、電子部品や化学品業界向けを中心に堅調であったことに加え、生産コストの低減により収益性が向上しました。水素事業については、液化水素の販売数量が既存顧客向け需要増や新規顧客の獲得により増加しました。ヘリウムについては、販売数量は増加しましたが、国内外ともに需給緩和により販売単価が下落したことに加え、ヘリウムコンテナや物流システム等の投資によりコスト増となりました。

機械設備については、国内では溶接機械や電子部品製造装置の販売が堅調に推移しましたが、海外では半導体設備等の販売が減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,663億81百万円（前年度比19億21百万円の増収）、営業利益は67億71百万円（前年度比8億52百万円の減益）となりました。

■ マテリアル事業

マテリアル事業は、大手顧客向けを中心に P E T樹脂原料の販売が増加したことに加え、ステンレスやアルミの収益性が向上しました。一方、チタン・ジルコン等の資源全般の市況が低調に推移しました。また、中国でのスマートフォン向け機能性フィルムの販売が減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,152億6百万円（前年度比107億12百万円の減収）、営業利益は31億79百万円（前年度比6億66百万円の減益）となりました。

■ 自然産業事業

自然産業事業は、業務用においては省力化ニーズに対応した冷凍野菜の販売が堅調に推移するとともに、コンビニ向け畜肉調理品の販売が増加しました。また、種豚の出荷頭数は増加したものの、農業・畜産設備の大型案件が減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は268億59百万円（前年度比17億8百万円の減収）、営業利益は12億9百万円（前年度比37百万円の減益）となりました。

■ その他

売上高は74億43百万円（前年度比3億89百万円の減収）、営業利益は8億38百万円（前年度比93百万円の減益）となりました。

事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

事業セグメント	当連結会計年度 (第74期)		前連結会計年度 (第73期)		前年度比	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減	増減率(%)
総合エネルギー事業	272,154	46.3	289,422	47.0	△17,268	△6.0
産業ガス・機械事業	166,381	28.3	164,459	26.7	1,921	1.2
マテリアル事業	115,206	19.6	125,918	20.4	△10,712	△8.5
自然産業事業	26,859	4.6	28,567	4.6	△1,708	△6.0
その他	7,443	1.2	7,832	1.3	△389	△5.0
合計	588,045	100.0	616,201	100.0	△28,156	△4.6

(2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループによる社債発行等による資金調達はありません。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループの販売体制の強化、物流の整備、保安の確保等を目的とした投資で総額296億円を実施いたしました。

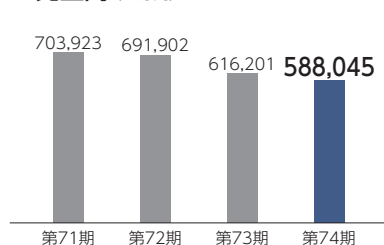
セグメント別には、総合エネルギー事業でL Pガス基地の拡充及びL Pガス供給設備、カセットボンベ工場等に108億円、産業ガス・機械事業で高圧ガス基地の拡充及び各種高圧ガス供給設備等に68億円、マテリアル事業で8億円、自然産業事業で6億円、その他で104億円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

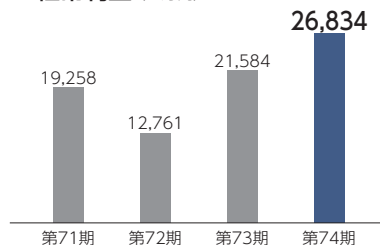
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第71期	第72期	第73期	第74期 (当連結会計年度)
	(H25.4.1 ~ H26.3.31)	(H26.4.1 ~ H27.3.31)	(H27.4.1 ~ H28.3.31)	(H28.4.1 ~ H29.3.31)
売上高	703,923 百万円	691,902 百万円	616,201 百万円	588,045 百万円
経常利益	19,258 百万円	12,761 百万円	21,584 百万円	26,834 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	10,466 百万円	6,199 百万円	12,365 百万円	16,546 百万円
1株当たり当期純利益	42.53 円	25.19 円	50.24 円	67.24 円
総資産	416,219 百万円	408,824 百万円	404,479 百万円	434,690 百万円
純資産	105,058 百万円	117,942 百万円	124,583 百万円	144,879 百万円
1株当たり純資産	393.15 円	442.96 円	466.43 円	546.27 円

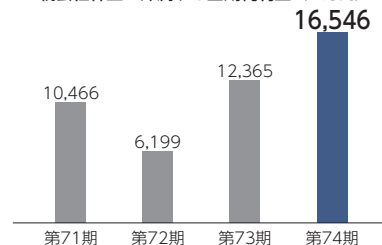
■ 売上高 (百万円)



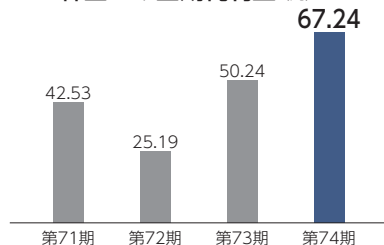
■ 経常利益 (百万円)



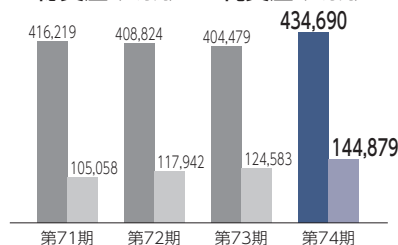
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



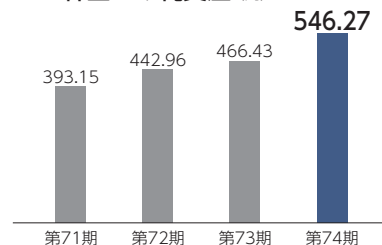
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円) ■ 純資産 (百万円)



■ 1株当たり純資産 (円)



② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期	第72期	第73期	第74期 (当事業年度)
	(H25.4.1 ~ H26.3.31)	(H26.4.1 ~ H27.3.31)	(H27.4.1 ~ H28.3.31)	(H28.4.1 ~ H29.3.31)
売上高	503,535 ^{百万円}	494,182 ^{百万円}	420,078 ^{百万円}	407,791 ^{百万円}
経常利益	8,566 ^{百万円}	1,764 ^{百万円}	8,285 ^{百万円}	15,334 ^{百万円}
当期純利益	5,808 ^{百万円}	1,321 ^{百万円}	5,927 ^{百万円}	11,337 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	23.57 ^円	5.36 ^円	24.06 ^円	46.02 ^円
総資産	287,685 ^{百万円}	278,838 ^{百万円}	279,800 ^{百万円}	315,162 ^{百万円}
純資産	69,744 ^{百万円}	74,386 ^{百万円}	75,402 ^{百万円}	91,152 ^{百万円}
1株当たり純資産	283.07 ^円	301.95 ^円	306.11 ^円	370.07 ^円

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岩 谷 瓦 斯 株 式 会 社	百万円 1,619	% 100.00	高圧ガス及び低温容器等の製造・販売
イワタニ近畿株式会社	208	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
イワタニ・ケンボロー株式会社	109	100.00	種豚、肉豚の生産・販売
岩 谷 興 産 株 式 会 社	170	100.00	金銭貸付・リース業
岩 谷 テ ク ノ 株 式 会 社	300	100.00	建築工事・内装設計施工業、建築材料・管工機材・住宅機器の販売
イワタニ東海株式会社	200	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 物 流 株 式 会 社	441	95.83 (47.45)	貨物の運送・通関業
イワタニ北海道株式会社	100	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩谷マテリアル株式会社	300	100.00	合成樹脂原料の販売、合成樹脂製品の製造・販売、金属製品の販売
岩谷マルキガス株式会社	546	100.00	物流・保安業務の管理統括、情報処理サービス、持株会社
エ ー テ ッ ク 株 式 会 社	40	96.00 (6.15)	低温機器の製造・販売
キンセイマテック株式会社	379	52.78	セラミックス、ガラスファイバー等工業用素材原料の製造・販売
セントラル石油瓦斯株式会社	463	66.01	液化石油ガス等の販売
西日本イワタニガス株式会社	354	100.00 (19.51)	高圧ガス等の販売
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷气体机具有限公司)	3,783	84.06	高圧ガスの製造・販売
D O R A L P T Y L T D . (ド ラ ー ル 会 社)	千オーストラリアドル 23,883	100.00	豪州における鉱物原料事業の持株会社
IWATANI (CHINA) LIMITED (岩 谷 (中 国) 有 限 公 司)	千USドル 30,000	100.00	中国における事業投資
IWATANI CORPORATION (HONG KONG) LTD. (香 港 岩 谷 有 限 公 司)	千香港ドル 5,000	100.00	金属製品・情報機器等の輸出入・販売

(注) 1. 議決権比率の下段 () 内の数字は、内書きで子会社による間接所有の議決権比率であります。

2. 連結子会社は上記の重要な子会社18社を含む106社、持分法適用会社は102社であります。

3. 西日本イワタニガス(株)については、平成28年4月1日付でイワタニガスネットワーク(株)を存続会社として、IGN中部(株)、IGN近畿(株)、IGN中国(株)、IGN九州(株)を吸収合併し、社名を変更しております。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の経済政策や所得の拡大により本格的な回復が期待されますが、米国の政策動向による影響、世界各地の政情不安の高まりなどから、先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

また、エネルギー事業を取り巻く環境は、電力・都市ガス小売事業の全面自由化に伴い、競争が激化することが予想されます。

このような状況のもと、当社グループでは、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN18」を通じて、「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組みます。

総合エネルギー事業は、引き続きM&Aの推進によりLPガス消費者戸数の拡大を図るとともに、燃料転換推進による工業用LPガスの拡販を進めるなど、LPガス販売数量の増加に努めます。また、ガス関連機器や「カセットこんろ」シリーズの新商品開発、「富士の湧水」などのBtoC商品の販売を強化するとともに、LPガス事業で培った保安や営業力を活かし、新たに都市ガスエリアでの事業展開を図ることで、エネルギー生活総合サービス事業の拡充に取り組みます。

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスや液化水素のさらなる顧客拡大と新需要の開拓に努めるとともに、ヘリウムの国内外での拡販と収益改善に取り組みます。ロボットなどの機械設備については、産業ガス事業との相乗効果を発揮し、電子部品や自動車業界などを中心に販売拡大に努めます。

マテリアル事業は、既存ビジネスの収益基盤強化を図るとともに、バイオマス燃料やバイオPET樹脂、ナノニッケルなどの成長が期待される事業を推進します。また、新事業・新商材の開発に取り組み、事業規模の拡大に努めます。

自然産業事業は、品質管理を徹底し、国内外で安心・安全な食品の販売拡大に努めるとともに、京野菜の冷凍加工事業に続く新規事業の開発に取り組みます。また、種豚事業の強化と、農業・畜産での省力化をテーマに設備の開発・販売に努めます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主要な商品
総合エネルギー事業	家庭用・業務用・工業用LPガス、LPガス供給機器・設備、液化天然ガス、石油製品、家庭用厨房機器、住設機器、日用品、カセットこんろ、カセットボンベ、ミネラルウォーター、電気 他
産業ガス・機械事業	エアセパレートガス、水素、ヘリウム、その他特殊ガス、ガス供給設備、溶接材料、溶接・溶断機器、産業用機械・装置、産業用ロボット、ポンプ・圧縮機、水素ステーション設備、防災設備、高圧ガス容器、半導体製造装置、電子部品製造装置、工作・板金機械、製薬・食品機械、環境関連装置 他
マテリアル事業	ステンレス、非鉄金属、樹脂原料、樹脂成型品、機能性フィルム、ディスプレイ材料、電子材料、ミネラルサンド、セラミックス原料、バイオマス燃料 他
自然産業事業	冷凍食品全般、健康食品、種豚・畜産システム、農業資材・設備、食品工場衛生管理 他
その他	金融、保険、運送、情報処理 他

(8) 主要な事業所及び基地

① 当社の主要な事業所及び基地

本社：大阪、東京

支社：北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（さいたま）、首都圏（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（広島）、九州（福岡）、シンガポール

基地：堺LPG輸入ターミナル

② 主要な子会社の事業所

岩谷瓦斯(株)（大阪）

岩谷興産(株)（大阪）

岩谷テクノ(株)（大阪）

岩谷物流(株)（大阪）

岩谷マテリアル(株)（東京）

岩谷マルキガス(株)（東京）

キンセイマテック(株)（大阪）

セントラル石油瓦斯(株)（東京）

DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD.（大連岩谷气体机具有限公司）（中国）

DORAL PTY LTD.（ドラール会社）（オーストラリア）

IWATANI (CHINA) LIMITED（岩谷（中国）有限公司）（中国）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
総合エネルギー事業	4,648 名	100 名
産業ガス・機械事業	1,963	76
マテリアル事業	1,663	75
自然産業事業	263	△2
その他	345	1
全社(共通)	292	6
合計	9,174	256

(注) 上記人員は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,206 名	23 名	38.6 歳	14.9 年

(注) 上記人員は就業人員であり、関係会社等への出向社員221名、労働組合専従者1名及び休職者2名の合計224名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

① 企業集団の主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	19,015
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,328
株 式 会 社 り そ な 銀 行	7,394
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,342
農 林 中 央 金 庫	5,800
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,744
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,040
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,815

② 当社の主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	13,660
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,808
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,799
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,796
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,900
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,815
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,599
農 林 中 央 金 庫	4,599

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

600,000,000株

(2) 発行済株式の総数

246,306,100株 (自己株式数5,058,928株を除く。)

(3) 株主数

29,437名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 岩 谷 直 治 記 念 財 団	20,663 ^{千株}	8.39%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	7,390	3.00
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	7,328	2.98
有 限 会 社 テ ツ ・ イ ワ タ ニ	6,870	2.79
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,680	2.71
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,888	2.39
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,491	1.82
イ ワ タ ニ 炎 友 会	4,323	1.76
岩 谷 産 業 泉 友 会	4,296	1.74
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	4,018	1.63

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (5,058,928株) を控除して計算しております。
 2. イワタニ炎友会は、当社と取引関係にある企業等による持株会であります。
 3. 岩谷産業泉友会は、当社従業員による持株会であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成27年10月6日開催の取締役会の決議に基づき発行した「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

社債の総額	300億円
社債の発行日	平成27年10月22日
償還の期日	平成32年10月22日
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする。
転換価額	740円（ただし、一定の条件のもと調整される。）
新株予約権の行使期間	平成27年11月5日から平成32年10月8日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	牧 野 明 次	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 代表取締役会長 岩谷瓦斯(株) 取締役会長 キンセイマテック(株) 取締役 ダイキン工業(株) 社外取締役
代表取締役副会長	渡 邊 敏 夫	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 監査役 岩谷瓦斯(株) 監査役 キンセイマテック(株) 監査役
代表取締役社長	野 村 雅 男	
取締役副社長	南 本 一 彦	管理部門管掌 (重要な兼職の状況) 岩谷興産(株) 取締役会長
取締役副社長	上 羽 尚 登	海外事業本部長 (重要な兼職の状況) IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司 取締役)
専務取締役	谷 本 光 博	総合エネルギー事業本部長、水素エネルギー担当 (重要な兼職の状況) 岩谷マルキガス(株) 代表取締役社長 セントラル石油瓦斯(株) 監査役
専務取締役	廣 田 博 清	社長補佐 (重要な兼職の状況) 岩谷物流(株) 取締役会長
専務取締役	舟 木 隆	総合エネルギー事業本部 副事業本部長、調達本部長 中央研究所、環境保安部 各担当 水素エネルギー担当
常務取締役	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長、事業構造改革推進室長 (重要な兼職の状況) 岩谷マルキガス(株) 取締役
常務取締役	間 島 寛	経営企画部、市場・経済調査部、広報部 各担当
常務取締役	岩 谷 直 樹	業務部、監査部 各担当、危機管理委員会委員長
常務取締役	太 田 晃	総務人事部長、法務部担当

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	渡 邊 聡	技術・エンジニアリング本部長 (重要な兼職の状況) エーテック(株) 取締役
取 締 役	岩 永 友 孝	自然産業本部長 (重要な兼職の状況) イワタニ・ケンボロー(株) 取締役
取 締 役	堀 口 誠	産業ガス・機械事業本部長、産業ガス・機械本部長 水素エネルギー担当 (重要な兼職の状況) IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷 (中国) 有限公司) 取締役
社 外 取 締 役	内 藤 碩 昭	(重要な兼職の状況) (株)三菱東京UFJ銀行 名誉顧問 南海電気鉄道(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	村 井 眞 二	(重要な兼職の状況) 大阪大学 名誉教授 奈良先端科学技術大学院大学 名誉教授・特任教授
常 勤 監 査 役	尾 濱 豊 文	
常 勤 監 査 役	福 澤 芳 秋	
社 外 監 査 役	堀 井 昌 弘	(重要な兼職の状況) さくら法律事務所 代表弁護士 東洋シャッター(株) 社外取締役
社 外 監 査 役	篠 原 祥 哲	(重要な兼職の状況) 篠原祥哲公認会計士事務所 公認会計士 (株)篠原経営経済研究所 代表取締役 (株)TSIホールディングス 社外取締役 積水ハウス(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役内藤碩昭、村井眞二の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。
- 監査役尾濱豊文氏は長年にわたり当社経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役福澤芳秋氏は長年にわたり当社の経理業務と経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役堀井昌弘氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ており、弁護士の資格を有しております。
- 監査役篠原祥哲氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ており、公認会計士の資格を有しております。
2. 責任限定契約に関する事項
- 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当社の各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
3. 当事業年度中の会社役員の異動は次のとおりであります。
- ・平成28年6月28日開催の第73回定時株主総会における異動
- 就任
- | | |
|-------|------|
| 取締役 | 岩永友孝 |
| 取締役 | 堀口誠 |
| 社外取締役 | 村井眞二 |
- 退任
- | | |
|-----|------|
| 取締役 | 竹本克哉 |
|-----|------|
4. 当事業年度中の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。()内は従前の地位であります。
- ・平成28年4月1日付
- | | |
|--------------|-----|
| 専務取締役(常務取締役) | 舟木隆 |
| 常務取締役(取締役) | 太田晃 |

5. 当事業年度中の会社役員の委嘱業務（担当）の異動は次のとおりであります。

・平成28年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
取締役副社長	上羽尚登	海外事業本部長	営業部門管掌
常務取締役	渡邊雅則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長 事業構造改革推進室長
取 締 役	竹本克哉		産業ガス・機械事業本部 副事業本部長

・平成28年6月28日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
専務取締役	廣田博清	社長補佐	産業ガス・機械事業本部長 水素エネルギー部担当
取 締 役	堀 口 誠	産業ガス・機械事業本部長 水素エネルギー部担当	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長（東部）

・平成28年10月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
専務取締役	谷本光博	総合エネルギー事業本部長 水素エネルギー担当	総合エネルギー事業本部長 水素エネルギー部担当
専務取締役	舟木 隆	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 調達本部長、中央研究所、 環境保安部 各担当 水素エネルギー担当	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 調達本部長、中央研究所、 水素エネルギー部、環境保安部 各担当
取 締 役	堀 口 誠	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長 水素エネルギー担当	産業ガス・機械事業本部長 水素エネルギー部担当

・平成29年1月27日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
常務取締役	渡邊雅則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長 事業構造改革推進室長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長

6. 当事業年度末日後の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。()内は従前の地位であります。

・平成29年4月1日付

代表取締役社長(専務取締役)	谷本光博
取締役相談役(代表取締役社長)	野村雅男
専務取締役(常務取締役)	間島寛
常務取締役(取締役)	渡邊聡
常務取締役(取締役)	堀口誠

7. 当事業年度末日後の会社役員の委嘱業務(担当)の異動は次のとおりであります。

・平成29年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
代表取締役社長	谷本光博		総合エネルギー事業本部長 水素エネルギー担当
専務取締役	舟木隆	総合エネルギー事業本部長 調達本部長 水素エネルギー担当	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 調達本部長、中央研究所、 環境保安部 各担当 水素エネルギー担当
専務取締役	間島寛	経営企画部、市場・経済調査部、 広報部、環境保安部 各担当	経営企画部、市場・経済調査部、 広報部 各担当
常務取締役	太田晃	総務人事部、法務部 各担当	総務人事部長、法務部担当
常務取締役	渡邊聡	技術・エンジニアリング本部長 中央研究所担当	技術・エンジニアリング本部長
常務取締役	堀口誠	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長 水素エネルギー担当
取 締 役	岩永友孝		自然産業本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
	名	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	18 (2)	1,302 (69)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	205 (74)
合 計	22	1,508

- (注) 1. 取締役の報酬額は年額14億円以内（平成28年6月28日開催の第73回定時株主総会決議）、また、監査役の報酬額は年額3億円以内（平成24年6月26日開催の第69回定時株主総会決議）とし、従業員兼務取締役の従業員としての職務に対する報酬を含めないものとしております。
2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与468百万円（取締役18名に対する418百万円、監査役4名に対する50百万円（うち社外取締役2名に対する16百万円、社外監査役2名に対する16百万円））を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	内藤 碩 昭	(株)三菱東京UFJ銀行	名誉顧問	主要な取引金融機関
		南海電気鉄道(株)	社外取締役	特別の関係はありません
取締役	村井 眞 二	大阪大学	名誉教授	特別の関係はありません
		奈良先端科学技術大学院大学	名誉教授・特任教授	特別の関係はありません
監査役	堀井 昌 弘	さくら法律事務所	代表弁護士	顧問法律事務所
		東洋シヤッター(株)	社外取締役	特別の関係はありません
監査役	篠原 祥 哲	篠原祥哲公認会計士事務所	公認会計士	特別の関係はありません
		(株)篠原経営経済研究所	代表取締役	特別の関係はありません
		(株)TSIホールディングス	社外取締役	特別の関係はありません
		積水ハウス(株)	社外監査役	特別の関係はありません

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	内藤 碩 昭	16回開催された取締役会に15回出席し、長年にわたる大会社の経営経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。
取締役	村井 眞 二	平成28年6月28日就任以降13回開催された取締役会に11回出席し、長年にわたる研究機関の責任者としての経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。
監査役	堀井 昌 弘	16回開催された取締役会に14回、13回開催した監査役会に13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、意見の表明を行いました。
監査役	篠原 祥 哲	16回開催された取締役会に16回、13回開催した監査役会に13回出席し、公認会計士としての専門的知識・経験や多くの会社の社外役員の経験に基づく幅広い見地から、適宜、意見の表明を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

84百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

117百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の独立性、監査の品質を確認し、前事業年度における職務執行状況や報酬見積り根拠、並びに監査計画の内容などについて検証を行った結果、適切であると判断し同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、キンセイマテック(株)、セントラル石油瓦斯(株)、DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO.,LTD. (大連岩谷気体机具有限公司)、DORAL PTY LTD. (ドラル会社)、IWATANI(CHINA)LIMITED (岩谷(中国)有限公司)及びIWATANI CORPORATION(HONG KONG)LTD. (香港岩谷有限公司)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、合意された手続きに関わる業務に対する報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、監査役会は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、創業以来、「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げ、常に世の中が求める新しい価値、お客様が求める価値の創造に努め、社会に貢献することを目指しています。

株主様、お取引先様、従業員などからの信頼と期待に応えることが会社繁栄の絶対条件と考え日々の事業経営に取り組んでおります。

この企業理念を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システム基本方針を定め、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制を構築・運用しております。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正かつ健全に行うため、実効性ある内部統制システムと遵法体制の構築・運用に努めます。監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、会社の業務執行を監視します。

また、当社グループの事業活動における遵法体制の徹底、強化のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守の徹底を図ります。さらに、あらゆる事業活動の局面においてグループの経営者、従業員が遵守すべき規範である「イワタニ企業倫理綱領」により、経営理念や倫理観・価値観を共有するとともに、コンプライアンス研修を実施することで、コンプライアンス意識の向上を図ります。

財務報告の信頼性確保に向けては、金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システム構築の基本的計画及び方針を定め、グループ全体で十分な体制の構築と適切な運用に努めます。

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処することを当社グループの行動指針として制定するとともに、平素より対応統括部署を定め外部専門機関と連携し、不当要求への対応、反社会的勢力に関する情報収集を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、取締役会・経営会議等の議案書・議事録、その他その職務の執行に係る情報を法令・社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理体制として、社長直轄の組織として「危機管理委員会」を設置し、グループ全体のリスクを統合的に管理します。当委員会の傘下には、コンプライアンス、工場保安等の想定される主要なリスクに対応する個別委員会を設け、顕在ないし潜在する企業危機への総合的な対応を行います。

④ **当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループの中期経営計画を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入するとともに、グループ企業の経営を統括する部門を設置し、グループ全体の基本戦略や経営課題を討議するための会議を定期的に開催します。

当社では、取締役の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めることにより、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進します。

また、職務分掌に係る規程、決裁に係る規程に基づき、職務の執行の効率化を図り、併せて基幹系情報システムの活用により、経営資源の統合的な管理と全社的な業務の効率化に取り組みます。

⑤ **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社はグループ経営規程に基づき、グループ企業の経営計画・年度予算等、経営の重要事項に関する事前承認事項やその他の事業活動の報告事項を定め、定期的な報告に加え、異常事態発生時には迅速な報告を義務付けることで、業務の適正を確保します。

当社グループの事業活動の行動規範である「イワタニ企業倫理綱領」を周知徹底することで、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図ります。

また、社長直轄の組織として「監査部」を設置し、監査役会と密接な関係・連携を持って内部監査を定期的実施し、グループ全体の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査します。

⑥ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助します。

⑦ **当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役担当の人事については、監査役会の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。また、業務の遂行に当たっては監査役の指揮命令に従います。

⑧ **当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、経営会議で決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況、その他監査役にその職務遂行上報告する必要があると判断した事項について速やかに適切な報告を行うものとします。

また、当社の監査役は、グループ企業の監査役より内部統制の状況等につき定期的に報告を受ける他、会計監査人から会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行います。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底します。

⑩ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担するため、監査計画に基づき予算を計上します。

また、監査役は、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

⑪ **その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤監査役が全ての取締役会・経営会議などの重要な会議に出席することに加え、監査役及び監査役会は、代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持つことで、会社の業務執行を監査する上での実効性を高めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスについて

当社グループでは、企業理念に基づく具体的行動規範「イワタニ企業倫理綱領」を定め、冊子や電子掲示板を通じてグループ全体への周知徹底に努めました。また、コンプライアンス委員会を年2回開催し、法令遵守に係る研修の実施状況、労務管理対応、法改正等について確認し、法令遵守の徹底を図りました。その他、当社従業員を対象とした法務研修や、グループ会社での経営者・新任役員・管理職研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めました。反社会的勢力との関係遮断については、平素より対応統括部署にて外部専門機関と連携し情報収集に当たるとともに、行動指針を定め冊子として従業員に配布しております。

② リスク管理について

「危機管理委員会運営規程」に基づき危機管理委員会を年1回開催し、その分科会であるコンプライアンス委員会や工場保安委員会等、8委員会からの報告を受け、顕在しないし潜在する企業危機への管理状況を確認し、適切な対応を行いました。

③ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社グループは、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN18」を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理を行っています。経営幹部が出席して年に1回開催する経営戦略会議ではグループ全体の基本戦略や経営課題を討議しました。取締役等の職務の執行については、効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めています。本年度は執行役員会を年11回開催し、職務規定、業務執行規程及び決裁規定に基づき効率的な意思決定を図りました。また、取締役会の実効性の維持・向上のために、取締役、監査役に対しアンケートを実施し、当社取締役会の機能向上に取り組むとともに、取締役、執行役員に対し取締役会の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを定期的に行うことで、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会を提供しています。

④ 内部統制・内部監査全般の活動状況について

当社グループは、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループにおける内部統制評価の整備・運用の支援及び財務諸表に係る内部統制評価を行い、内部統制システムの充実を図るとともに、重要な問題が発見された場合は代表取締役へ報告し、適時かつ適正に改善を指導しています。また内部監査については、年間の監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役へ報告しています。

⑤ 監査役監査の実効性について

監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、代表取締役との会合を通じて法定事項、経営会議で決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項の監視・監督を行っています。また、会計監査人より事業年度の監査計画や監査結果の定期報告を受けるとともに、年2回グループ監査役協議会を開催し、グループの監査役と情報連携を図ることで監査の実効性を確保しています。

⑥ 子会社管理について

グループ会社の経営計画、年度予算、その他事業運営に関する重要な事項について事前承認や報告を「グループ経営規程」に定めており、各社は規程に則り必要に応じて管轄部署と協議の上、当社に対し事前承認や報告を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（概要）

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えます。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

(イ) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、上記基本方針の実現に資する取り組みとして、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN18」にグループを挙げて取り組みます。

具体的には、「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」を「PLAN18」の基本方針として、LPガス事業の流通改革・消費者戸数の拡大などへの投資や資源事業などの成長分野に経営資源を投入するとともに、この成長戦略を支える強靱な経営基盤の構築を目指します。

また、以下5つの基本戦略を掲げております。

a) エネルギー流通革命

LPガスを川上から川下まで一貫して全国で事業展開している強みを活かし、流通改革の実施、保安体制の強化などにより、事業の更なる拡充に努めるとともに、消費者戸数の拡大に取り組むことで、エネルギー生活総合サービス事業の基盤拡大を図ります。

b) 水素エネルギー社会の推進

水素がエネルギーとして利用される社会の早期実現を支えるために、液化水素を核としたサプライチェーンの構築に取り組みます。

c) 海外事業強化

海外売上高比率の拡大を目的として、事業セグメントを超えた組織横断的視点で事業展開を図るために、新たに海外事業本部を発足しました。ASEAN域内の関税撤廃を視野に入れ、特に東南アジアでの事業拡大に努めます。

d) 新規事業立ち上げ

当社グループの企業理念である「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」に基づき、BtoC事業を展開する中で、顧客のニーズを捉えた新規事業に取り組みます。

e) コンプライアンス遵守

当社グループ全体でコンプライアンス遵守に努めることで、企業としての社会的責任を果たすとともに、顧客、取引先などの多様なステークホルダーからの信頼を高め、地域社会や地球環境に貢献します。

また、当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、持続的な成長に繋げるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えて参ります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成26年6月27日開催の第71回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続いたしました。概要は以下のとおりです。

a) 独立委員会の設置

取締役会の恣意的な判断を排し、判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会から独立した諮問機関である独立委員会を設置しております。

b) 対象となる大規模買付行為

当社が発行する株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付行為を対象とします。

c) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を受けます。また、提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供します。

d) 取締役会評価期間

当社取締役会は、必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、もしくは必要情報が十分に揃わない場合であっても回答期限に到達した場合には、速やかに開示します。また、60日間又は90日間の評価期間（最大30日間の延長が可能）を設定し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討を行います。

e) 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、取締役会評価期間内に当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。

i) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合、又は大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

ii) 対抗措置の不発動を勧告する場合

i)に定める場合を除き、独立委員会は、対抗措置の不発動を勧告します。

f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

g) 対抗措置の具体的内容

大規模買付者のみが行使できない新株予約権を、株主へ無償で割当ててを対抗措置とします。

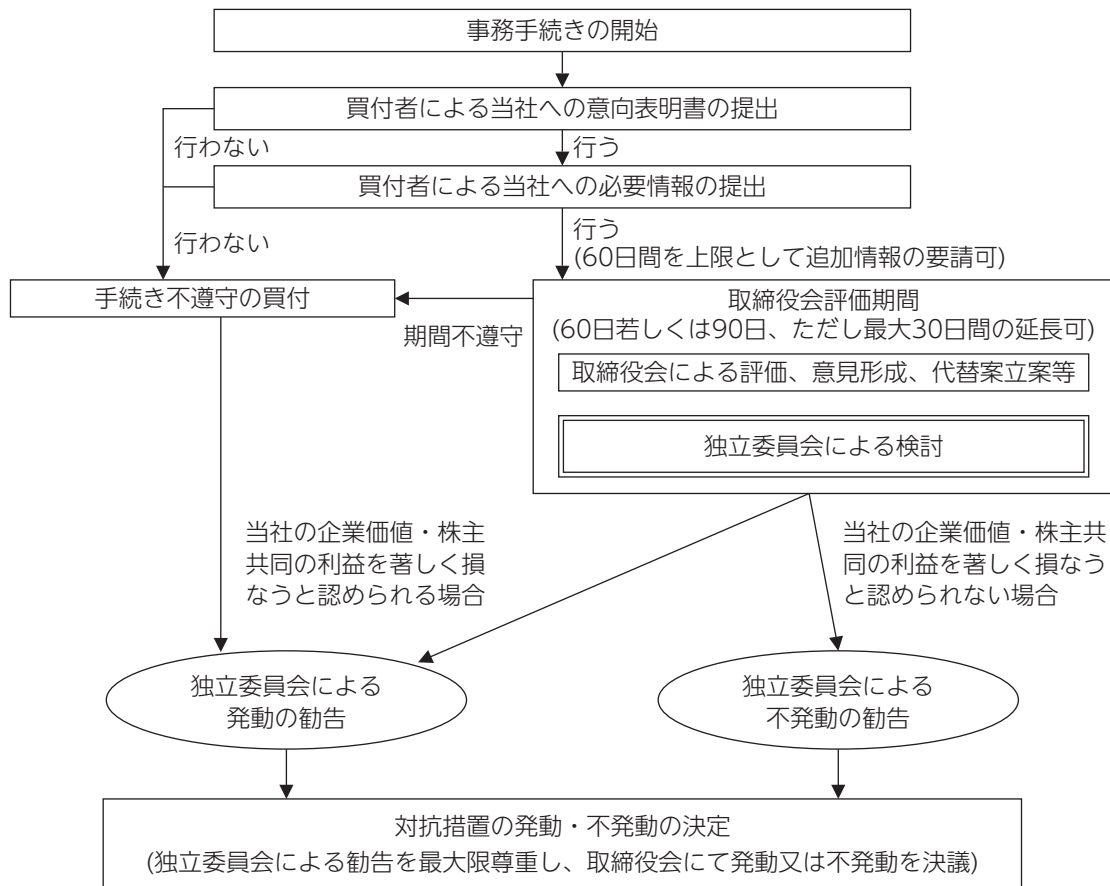
h) 有効期間、変更及び廃止

本買収防衛策の有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されます。また、当社取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとします。

i) 買収防衛策の手続き

買収防衛策の手続きに関するフローの概要は以下のとおりです。

買収防衛策の手続きに関するフロー図



本買収防衛策の詳細については、当社ウェブサイト (<http://www.iwatani.co.jp/>) をご覧ください。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画等の各施策及び本買収防衛策の導入は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的を持って実施されているものであり、基本方針に沿うものです。

また、本買収防衛策は、導入において株主総会の承認を受けていること、取締役会から独立した独立委員会が対抗措置の発動の是非を勧告すること、対抗措置の発動要件が合理的・客観的であり取締役会による恣意的な発動を防ぐ仕組みとなっていること、並びに、株主総会又は取締役会により廃止できることなどにより、合理性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。
なお、本事業報告中の記載金額における消費税等の扱いは、税抜方式によっております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	184,464	流 動 負 債	182,269
現金及び預金	21,677	支払手形及び買掛金	70,680
受取手形及び売掛金	112,079	電子記録債務	22,494
商品及び製品	30,056	短期借入金	23,748
仕掛品	3,121	1年内返済予定の長期借入金	22,968
原材料及び貯蔵品	3,967	リース債務	955
繰延税金資産	3,320	未払法人税等	6,719
その他	10,581	賞与引当金	4,728
貸倒引当金	△340	その他	29,972
固 定 資 産	250,226	固 定 負 債	107,541
有形固定資産	156,639	社 債	38,106
建物及び構築物	38,398	長期借入金	44,734
貯蔵設備	8,444	リース債務	4,773
機械装置及び運搬具	29,899	繰延税金負債	6,943
工具、器具及び備品	9,130	役員退職慰労引当金	1,388
土地	59,057	退職給付に係る負債	5,632
リース資産	5,391	その他	5,962
建設仮勘定	6,318		
無形固定資産	15,684	負 債 合 計	289,810
のれん	12,672	純 資 産 の 部	
その他	3,012	株 主 資 本	117,574
投資その他の資産	77,901	資 本 金	20,096
投資有価証券	64,856	資 本 剰 余 金	18,107
長期貸付金	249	利 益 剰 余 金	80,849
退職給付に係る資産	1,609	自 己 株 式	△1,478
繰延税金資産	2,422	その他の包括利益累計額	16,841
その他	9,504	その他有価証券評価差額金	16,364
貸倒引当金	△740	繰延ヘッジ損益	△31
		為替換算調整勘定	355
		退職給付に係る調整累計額	153
		非支配株主持分	10,464
資 産 合 計	434,690	純 資 産 合 計	144,879
		負 債 純 資 産 合 計	434,690

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額	額
売上高		588,045
売上原価		426,452
売上総利益		161,592
販売費及び一般管理費		136,554
営業利益		25,038
営業外収益		
受取利息	221	
受取配当金	701	
為替差益	116	
持分法による投資利益	824	
その他	2,318	4,181
営業外費用		
支払利息	1,215	
引当金	442	
その他	727	2,385
特別利益		26,834
固定資産売却益	181	
投資有価証券売却益	58	
段階取得に金収	123	
補助金	1,461	1,824
特別損失		
固定資産売却損	60	
固定資産除却損	263	
減損	19	
投資有価証券売却損	16	
関係会社株式売却損	4	
出資金売却損	0	
関係会社出資金売却損	37	
関係会社清算損	25	
役員退職慰労金	0	
固定資産圧縮損	1,448	1,877
税金等調整前当期純利益		26,781
法人税、住民税及び事業税	9,444	
法人税等調整額	△227	9,217
当期純利益		17,564
非支配株主に帰属する当期純利益		1,018
親会社株主に帰属する当期純利益		16,546

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	122,934	流動負債	135,896
現金及び預り金	8,635	支払手形	2,847
受取掛金	16,617	子記録債	22,494
売掛金	64,920	短期借入金	52,994
前払費用	16	1年内返済予定の長期借入金	14,137
前払消費税等	18,984	未払金	18,200
繰上金	2,853	未払法人税等	84
繰入金	594	未払費用	8,523
繰入金	2,808	未払引当金	401
繰入金	1,404	未払引当金	3,730
繰入金	6,194	繰入金	7,470
繰入金	△94	繰入金	141
		繰入金	18
固定資産	192,228	繰入金	1,938
有形固定資産	79,888	繰入金	2,913
建物	17,118	固定負債	88,113
構築物	3,284	社長期借入金	38,106
機械及び装置	5,298	繰上金	40,400
運搬器具及び備品	7,096	繰上金	231
土地	139	繰上金	6,390
建物	1,254	繰上金	1,315
建物	41,783	繰上金	472
建物	313	繰上金	1,196
建物	3,599		
無形固定資産	884	負債合計	224,009
権利の所有権	26	純資産の部	
権利の所有権	6	株主資本	75,574
権利の所有権	48	資本剰余金	20,096
権利の所有権	670	資本剰余金	18,011
権利の所有権	1	資本剰余金	5,100
権利の所有権	130	資本剰余金	12,911
		利益剰余金	38,865
投資その他の資産	111,455	利益剰余金	38,865
投資関係	42,599	利益剰余金	310
投資関係	41,400	利益剰余金	38,554
投資関係	22	利益剰余金	△1,399
投資関係	8,694	自己株式	
投資関係	1	評価・換算差額等	15,577
投資関係	14,270	その他の有価証券	15,595
投資関係	575	繰上金	△18
投資関係	329		
投資関係	830	純資産合計	91,152
投資関係	3,398	負債純資産合計	315,162
投資関係	△667		
資産合計	315,162		

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	407,791
売上原価	339,742
売上総利益	68,048
販売費及び一般管理費	57,553
営業利益	10,495
営業外収益	
受取利息	289
受取配当金	4,576
為替差益	226
その他	1,229
営業外費用	
支払利息	410
社債上引	52
その他	440
経常利益	580
特別利益	
固定資産売却益	40
投資有価証券売却益	57
関係会社清算益	5
補助金収入	1,179
特別損失	
固定資産売却損	20
固定資産除却損	64
減損	18
投資有価証券評価損	15
関係会社株式評価損	79
関係会社清算損	1
固定資産圧縮損	1,167
税引前当期純利益	1,367
法人税、住民税及び事業税	4,215
法人税等調整額	△303
当期純利益	3,911
	11,337

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

 岩谷産業株式会社
 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 畑 孝 英 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横 井 康 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 田 智 則 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩谷産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩谷産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

岩谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 畑 孝 英 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横 井 康 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 田 智 則 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩谷産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、他の監査役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

岩谷産業株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 濱 豊 文 ㊟

常勤監査役 福 澤 芳 秋 ㊟

社外監査役 堀 井 昌 弘 ㊟

社外監査役 篠 原 祥 哲 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益分配につきましては継続的かつ安定的な配当の維持を基本方針としておりますが、今後の業績や経営環境を慎重に考慮しながら適正な利益還元を行うこととしております。

このような方針のもと当期の期末配当につきましては、業績の状況等を踏まえて検討した結果、前期に引き続き1株につき8円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式・・・・・・・・1株につき金 8円

総額・・・・・・・・ 1,970,448,800円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて当社株式について、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行うものであります。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 株式併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたく存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

1億2千万株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

5. その他

その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、株主様をご所有の当社の株式数は、併合前の5分の1となりますが、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様をご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が変更されることとなります。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 6億株とする。</p> <p>(単元株式) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億2千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役 野村雅男、南本一彦、廣田博清、岩永友孝の4氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	<p>やまもと ゆたか</p> <p>山本 裕</p> <p>(昭和30年11月21日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和54年4月 当社入社</p> <p>平成13年4月 中部支社 産業ガス・機械部 担当部長(兼) 代理店課長</p> <p>平成16年4月 中部支社 名古屋支店 産業ガス・機械部長</p> <p>平成17年4月 中部支社 名古屋支店長(兼) 産業ガス・機械部長</p> <p>平成22年4月 関東支社長(兼) 関東支店長</p> <p>平成23年6月 執行役員に就任</p> <p>平成24年4月 常務執行役員に就任(現任)</p> <p>平成25年4月 中部支社長</p> <p>平成28年10月 産業ガス・機械事業本部 副事業本部長(兼) 水素本部長(兼) 水素エネルギー部長</p> <p>平成29年4月 産業ガス・機械事業本部 副事業本部長(兼) 水素本部長(現任)</p>	20,089株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	い な だ か ず ま さ 稲田 和正 (昭和33年6月1日生) 新任	昭和57年4月 当社入社 平成19年4月 カートリッジガス本部 カセットフー部長 平成20年4月 総合エネルギー本部 カートリッジガス部長(東京) 平成23年4月 総合エネルギー本部 副本部長(大阪)(兼)カートリッジガス部長 平成23年6月 執行役員に就任 平成24年4月 常務執行役員に就任(現任) 総合エネルギー本部 副本部長(兼)物資部長 平成25年4月 カートリッジガス本部 副本部長(兼)CS推進部長 平成27年4月 総合エネルギー事業本部 カートリッジガス本部長(現任)	29,578株
3	た い な か ひ で き 田井中 秀喜 (昭和33年2月28日生) 新任	昭和56年4月 当社入社 平成14年4月 近畿支社 高松支店 産業ガス・機械部長(兼)新居浜営業所長 平成19年4月 首都圏支社 千葉支店長(兼)産業ガス・機械部長 平成21年4月 首都圏支社 東京支店長(兼)産業ガス・機械部長 平成22年4月 近畿支社長 平成25年4月 九州支社長 平成26年6月 執行役員に就任 平成27年4月 常務執行役員に就任(現任) 産業ガス・機械事業本部 副事業本部長 平成29年4月 マテリアル本部長(現任) (重要な兼職の状況) IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司 取締役)	18,889株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
4	<p>おお かわ いたる</p> <p>大川 格</p> <p>(昭和36年11月8日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和60年 4月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行</p> <p>平成19年 9月 同社岸和田支社長</p> <p>平成25年11月 当社出向</p> <p>平成26年 4月 当社総合エネルギー事業統括室長</p> <p>平成26年 6月 当社入社</p> <p>平成27年 4月 経理部長 (現任)</p> <p>平成27年 6月 執行役員に就任</p> <p>平成28年 4月 常務執行役員に就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>岩谷瓦斯(株) 監査役</p> <p>西日本イワタニガス(株) 監査役</p> <p>岩谷興産(株) 取締役</p> <p>岩谷物流(株) 監査役</p> <p>IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷 (中国) 有限公司 取締役)</p>	5,238株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成29年5月26日開催の取締役会において、以下の内容による当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）について、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に、継続することを決議いたしました。

つきましては、当社定款第43条第1項の規定に基づき、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

主な改定内容は以下のとおりであります。

- (1) 中期経営計画「PLAN18」の策定にあわせ、「2. 基本方針の実現に資する取り組みについて」を改定
- (2) 現状に即した見直し（有効期限の更新等）

本プランの内容は、以下のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えます。

一方、当社は、創業以来「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げております。主力事業であるLPガス事業はその象徴であり、炭・薪・練炭による煮炊きからLPガスへと家庭の燃料革命を進め、主婦の台所労働を軽減いたしました。現在では、全国のご家庭へ当社のLPガス「Marui Gas」をお届けし、お客様のライフラインをお預かりしている者として、安定供給と安全を第一に事業を推進しています。また、究極のクリーンエネルギーである水素については、日本のリーディングカンパニーとして、水素社会の実現に向けた取り組みを、今後もなお一層強化いたします。このように、「世の中に必要なもの」に価値の基準を置き、お客様や株主の皆様を含め、社会に必要な存在であり続けることで、企業価値の向上・株主共同の利益の実現に努めております。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、会社の経営を一時的に支配して事業経営上必要な経営資源を移譲させることを目的とする提案や、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えない提案、あるいは株主の皆様が最終的な判断をされるために必要な時間や情報が十分に提供されない提案など、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現の観点から逸脱した提案もあり得ると考えます。

当社取締役会は、上記の例を含め、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして、中期経営計画「PLAN18」を策定し、「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組んでおります。

具体的には、基本戦略として以下の5つを掲げております。

(1) エネルギー流通革命

L Pガスを川上から川下まで一貫して全国で事業展開している強みを活かし、流通改革の実施、保安体制の強化などにより、事業のさらなる拡充に努めるとともに、消費者戸数の拡大に取り組むことで、エネルギー生活総合サービス事業の基盤拡大を図ります。

(2) 水素エネルギー社会の推進

水素がエネルギーとして利用される社会の早期実現を支えるために、液化水素を核としたサプライチェーンの構築に取り組みます。

(3) 海外事業強化

海外売上高比率の拡大を目的として、事業セグメントを超えた組織横断的視点で事業展開を図るために、新たに海外事業本部を発足しました。ASEAN域内の関税撤廃を視野に入れ、特に東南アジアでの事業拡大に努めます。

(4) 新規事業立ち上げ

当社グループの企業理念である「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」に基づき、B to C事業を展開する中で、顧客のニーズを捉えた新規事業に取り組めます。

(5) コンプライアンス遵守

当社グループ全体でコンプライアンス遵守に努めることで、企業としての社会的責任を果たすとともに、顧客、取引先などの多様なステークホルダーからの信頼を高め、地域社会や地球環境に貢献します。

当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、成長戦略を支えるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えて参ります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

3. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任を予定しております。

また、平成29年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為にかかる提案を受けておりません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本プランにかかる手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（i）当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵にかかる株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合を意味します。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下（ii）において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合を意味します。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (i) 買付者等の概要
 - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 代表者の役職及び氏名
 - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (二) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限（本必要情報が提供されてから60日間を上限とします。）を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、回答期限に到達したときは、その時点で直ちに下記④の取締役会評価期間を開始するものといたしますが、「情報リスト」は、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものかを株主の皆様及び当社取締役会が判断する重要な書類となりますので、不合理な理由により十分な情報が提供されなかった場合、本プランに定める手続きを遵守しなかったものと判断する場合があります。

- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、若しくは本必要情報が提供されてから60日目が経過した場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- （i）対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間
- （ii）その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示します。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i) に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した後に、買付者等が大規模買付等を中止し当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会から平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足し、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で継続するものです。また、上記4. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1) に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4. (1) に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等におきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手續き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様が、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資者の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手續き

対抗措置である新株予約権の無償割当てが行われる場合には、当社株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受け、また、当社が当該新株予約権の取得の手續きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手續きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役又は(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役会長又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランにかかる対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランにかかる対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補者の略歴（五十音順）

佐野 正幸（さの まさゆき）

昭和44年 4月 富山地方裁判所判事補
昭和54年 4月 神戸地方裁判所判事
平成 2年 4月 大阪高等裁判所判事
平成 4年 5月 弁護士登録
平成 8年 4月 近畿弁護士会連合会理事
平成 9年 4月 大阪府建設工事紛争審査会特別委員
平成18年 4月 大阪弁護士会弁護士倫理委員会委員（現任）
平成20年 4月 大阪府障害者福祉事業団の苦情解決体制第三者委員（現任）
平成27年 6月 公益財団法人聖バルナバ病院 理事（現任）
平成28年 6月 クリエイト株式会社 取締役・監査等委員（社外取締役）（現任）

篠原 祥哲（しのはら よしのり）

昭和38年 2月 公認会計士開業登録
昭和44年 7月 監査法人大和会計事務所（合併により朝日監査法人）代表社員
平成11年 5月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）副理事長
平成13年 6月 同 代表社員相談役
平成14年11月 特定非営利活動法人おおさか大学起業支援機構 代表理事（現任）
平成23年 6月 株式会社T S Iホールディングス 社外取締役（現任）
平成24年 4月 積水ハウス株式会社 社外監査役（現任）
平成27年 6月 岩谷産業株式会社 社外監査役（現任）

鶴田 六郎（つるた ろくろう）

昭和45年 4月 東京地方検察庁検事
平成14年 8月 最高検察庁公安部長
平成16年 6月 東京地方検察庁検事正
平成17年 4月 名古屋高等検察庁検事長
平成18年 7月 弁護士登録
平成18年10月 千葉大学法科大学院教授
平成21年 4月 駿河台大学法科大学院教授
平成24年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外監査役（現任）
平成25年 4月 公益財団法人矯正協会監事（現任）
平成25年 4月 一般財団法人日本刑事政策研究会常任理事（現任）
平成29年 5月 J.フロントリテイリング株式会社 社外取締役（現任）

以 上

別紙3

当社の大株主の株式保有状況

平成29年3月31日現在の当社の大株主（上位10名）の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
公益財団法人岩谷直治記念財団	20,663 ^{千株}	8.22 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,390	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,328	2.92
有限会社 テツ・イワタニ	6,870	2.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,680	2.66
株式会社りそな銀行	5,888	2.34
日本生命保険相互会社	4,491	1.79
イワタニ炎友会	4,323	1.72
岩谷産業泉友会	4,296	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	4,018	1.60
計	71,950	28.62

(注) 出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。小数第3位を四捨五入して表示しております。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. その他、1. から5. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

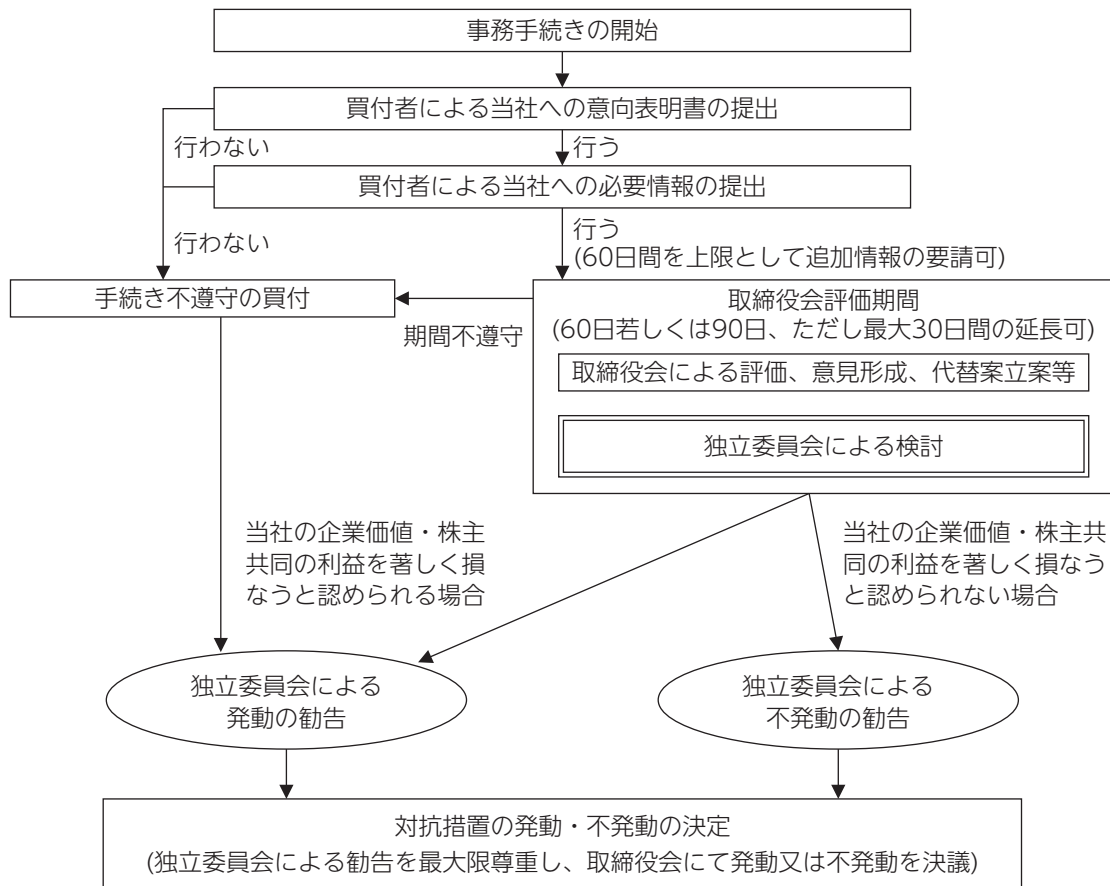
11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下、本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下、本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)にかかる株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

(ご参考)

買収防衛策の手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

第5号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件

取締役野村雅男氏は、平成29年3月31日をもって代表取締役に退任し、本総会終結の時をもって取締役を退任いたします。

野村雅男氏は、平成24年6月に代表取締役に就任し、中期経営計画「PLAN15」で「変革」と「成長」をテーマとして取組み、2015年度と2016年度に2年連続して過去最高益を更新するなど、安定した企業基盤の構築に多大な貢献をするとともに、コンプライアンスの徹底や労務管理の強化などに関しても、リーダーシップを発揮して取組み、経営体質の強化に努めました。

つきましては在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で特別功労金を贈呈いたしたく存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
のむら まさお 野村 雅男	昭和47年 3月 当社入社 平成19年 6月 取締役に就任 平成21年 4月 常務取締役に就任 平成22年 4月 専務取締役に就任 平成24年 6月 代表取締役社長に就任 平成29年 4月 取締役相談役に就任（現在に至る）

以 上

株主総会会場のご案内

開催会場

ヒルトン大阪5階「桜の間」

大阪市北区梅田1丁目8番8号 電話：(06)6347-7111(代表)



交通のご案内

JR | **大阪駅** より徒歩 2分

地下鉄 | 四つ橋線 **西梅田駅** より徒歩 1分

私鉄 | 阪神電鉄 **梅田駅** より徒歩 1分

地下鉄 | 御堂筋線 **梅田駅** より徒歩 5分

私鉄 | 阪急電鉄 **梅田駅** より徒歩 7分

※なお、当社として専用の駐車場はご用意いたしておりませんので、ご了承ください。